

松浦市景観計画



平成 2 8 年 3 月

松 浦 市



松浦市景観計画の策定にあたって

わが国では、平成 16 年に景観に関する初の総合的な法律として「景観法」が制定され、平成 17 年 6 月に全面施行されました。

景観法は、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造などを目的として、国や地方公共団体、事業者或いは住民の責務を明確にするとともに、自治体ごとに展開する独自の景観に関する施策について、法的な支援を行うものです。

これを受け、松浦市では平成 24 年 3 月、景観法に基づく景観行政団体として独自性を発揮する立場となり、平成 25 年 3 月に景観まちづくりの基本的な方向性を示した「松浦市景観基本計画」を策定したうえで、これに基づき、市民皆様の協力を頂きながら景観まちづくりを進めてきました。

松浦市は、自然環境に恵まれ、複雑な海岸線や島々、棚田やひゃーしなど原風景が守り継がれてきた地域であり、この地域の豊かな景観資源を守り後世に残していくことが私たちに与えられた使命と言えます。

一方で、本市は人口減少や少子高齢化、また、地域コミュニティの衰退といった大きな社会問題に直面しております。

このような課題を克服するためにも、景観を切り口とした取り組みを継続することで魅力が向上し、創造され、松浦市景観基本計画の理念として掲げる「住み続けたい」、「住んでみたい」、「訪れてみたい」そして「故郷に帰りたい」と感じて頂けるような松浦市の実現につながることを期待しております。

そして、新たな時代にふさわしい良好で潤いのある景観づくりを進めるため、ここに「**松浦市景観計画**」を策定するものです。

松浦らしい景観を形成していくためには、市民一人ひとりが美しい自然環境に目を向け、長い歴史の中で育まれてきた文化や伝統にふれるなど、豊かな景観資源を守り育てることが重要です。引き続き、景観まちづくりに対する市民皆様の積極的な参加をお願い申し上げます。

平成 28 年 3 月

松浦市長 友 広 郁 洋



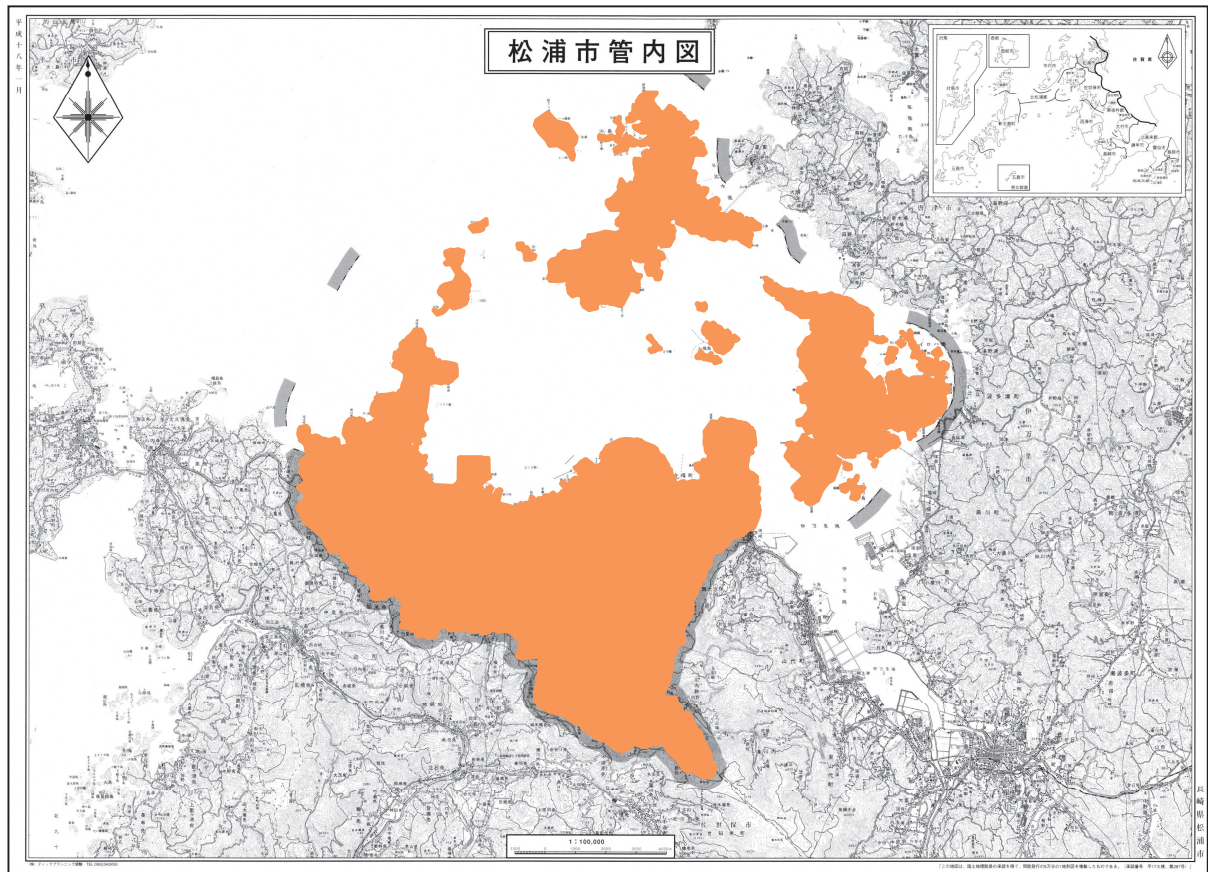
目 次

第1章 景観計画区域・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針・・・・・・・・	2
第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項・・・・・・・・	5
第4章 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針・・・・・・・・	10
資 料 表1 建築物及び工作物の色彩の彩度に関する基準・・・・・・・・	11



第1章 景観計画区域

松浦市全域を景観計画区域とする。



第2章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

1. 基本理念

松浦らしい景観とは、美しい自然や農漁村の生活、祭りや伝統行事などであり、ここで豊かに暮らしていくために続けられてきた営みによって形成された歴史と文化の表れと言えます。

現代においても松浦に愛着を持ち、松浦らしい景観を後世に残したいと願う市民の営みが続けられている一方で、人口減少や少子高齢化、地域コミュニティの衰退などの問題から松浦らしい景観を守り続けることが困難な状況を迎えています。松浦の景観のあり方を考えることは、こうした地域が抱える社会的な課題と向き合い、地域の未来を想うことにつながります。

松浦が抱える課題を克服していくためには、松浦が「住み続けたい」「住んでみたい」「訪れてみたい」「故郷に帰りたい」と感じてもらえる魅力ある地域であり続けることと、そうした人びとが地域で活動していくことが必要です。

松浦で人びとがどのように暮らしてきたのか、その歴史と文化の延長線上に未来の景観を考えていく。そして、その過程で、市民をはじめとする多くの人びとの間に生まれるつながりと想いを原動力として、地域が抱える課題を乗り越え、松浦らしい景観を後世に残していくことを目指しています。



2. 基本方針

(1) 松浦らしい景観を守ります

1) 松浦の自然や地形が形づくった景観を大切に守ります

松浦の景観は、伊万里湾を取り囲む複雑で美しい海岸線と背景となる山なみで形づくられています。特にリアス式の海岸線や伊万里湾に浮かぶ島々の眺望、市域南部の小高い山々の連なりなどの変化に富んだ眺望は、松浦ならではの自然景観です。

このような豊かな自然を守り後世まで残していくために、自然景観の保全に努めます。

2) 昔ながらの農漁村の佇まいを受け継ぐ景観を大切に守ります

松浦の地形が生み出した山あいの棚田や段々畑とひゃーしのある農村の風景、沿岸部の漁村の風景は、松浦らしい大切な景観資源です。

このような昔ながらの佇まいを後世まで残していくために、農漁村の生活景観の保全に努めます。

3) 時の積み重ねが形づくった歴史文化の薫る景観を大切に守ります

市内には松浦党や元寇に縁のある史跡が多く残っています。

これらを松浦の大切な景観資源として認識し、史跡などの歴史的景観の保全に努めます。

(2) 松浦らしい景観を活かすための取り組みを進めます

1) 松浦らしい景観を活かすための環境整備を進めます

自然景観や歴史的景観の保全と併せて、地域に数多く存在する良好な眺望場所や史跡などの歴史資源を活かすための環境整備を進めます。

2) 松浦らしい景観を活かすための情報発信を進めます

松浦の各所に数多く存在する歴史、自然、文化などに育まれてきた景観資源を活用し、地域内外に発信することにより、市民が景観の大切さに気づき、景観資源を保全し、魅力ある良好な景観を形成していくための取り組みを推進していきます。

そうした松浦らしい景観の魅力を活かし、これまで行われている体験型旅行を一層活性化させるとともに、新たな観光客を呼び込むことなどにより、まちづくりや観光の活性化を進めていきます。

3) 松浦らしさを尊重した景観づくりを進めます

住宅地、集落や商店などの市民の身の回りを緑豊かで潤いのある空間にすることにより、多くの人たちが「住みよい」環境整備を進めます。

そのような環境整備を進めるため、マキやツバキなどの郷土種を用いた生垣や敷地内の緑化など、松浦らしさを尊重した市民の身の回りの景観づくりを支援します。

4) 松浦らしい景観に調和した公共施設の整備を進めます

質の高い公共施設の整備は、地域の景観の向上に先導的な役割を果たします。

これまでの各種計画で位置づけられた施策を踏まえ、適切に見直しを行いながら、松浦らしさを尊重し、景観に調和した公共施設の整備を進めます。

(3) 松浦の景観の守り手、活かし手を支援し育てます

1) 松浦らしい景観を支えている市民の営みや活動を支援します

人口減少や少子高齢化などの課題を抱えながらも、松浦らしい農漁村の生活風景を構成する棚田やひゃーしなどを大切に守っていかうとする活動や、祭り、伝統行事などを継承しようとする活動が市内各地で行われています。

また、市内のほとんどの自治会や多くの団体において、地域の美化、清掃又は緑化などの活動が行われています。

松浦らしい景観を維持・保全するために大切な活動であることを認識し、このような地道で献身的な活動を支援していきます。

2) 松浦らしい景観を舞台に多くの人たちが交流する取り組みを支援します

土谷棚田や梶谷城跡など松浦を代表する景観資源を舞台にイベントなどを開催し、地域を元気にしようとする取り組みが各所で行われています。

また、松浦の観光の特徴である体験型旅行は、美しい農漁村を舞台に展開されています。

松浦らしい景観資源の活用による地域の活性化に繋げるために、多くの人たちが交流する取り組みを支援していきます。

3) 松浦の景観の魅力をより深く感じてもらえる取り組みを進めます

松浦の景観の魅力や景観を守ることの大切さを、より深く、より多くの人たちに感じてもらうために、様々な情報発信や意識啓発の取り組みを進めます。

4) 松浦の景観の守り手となる人材を育てます

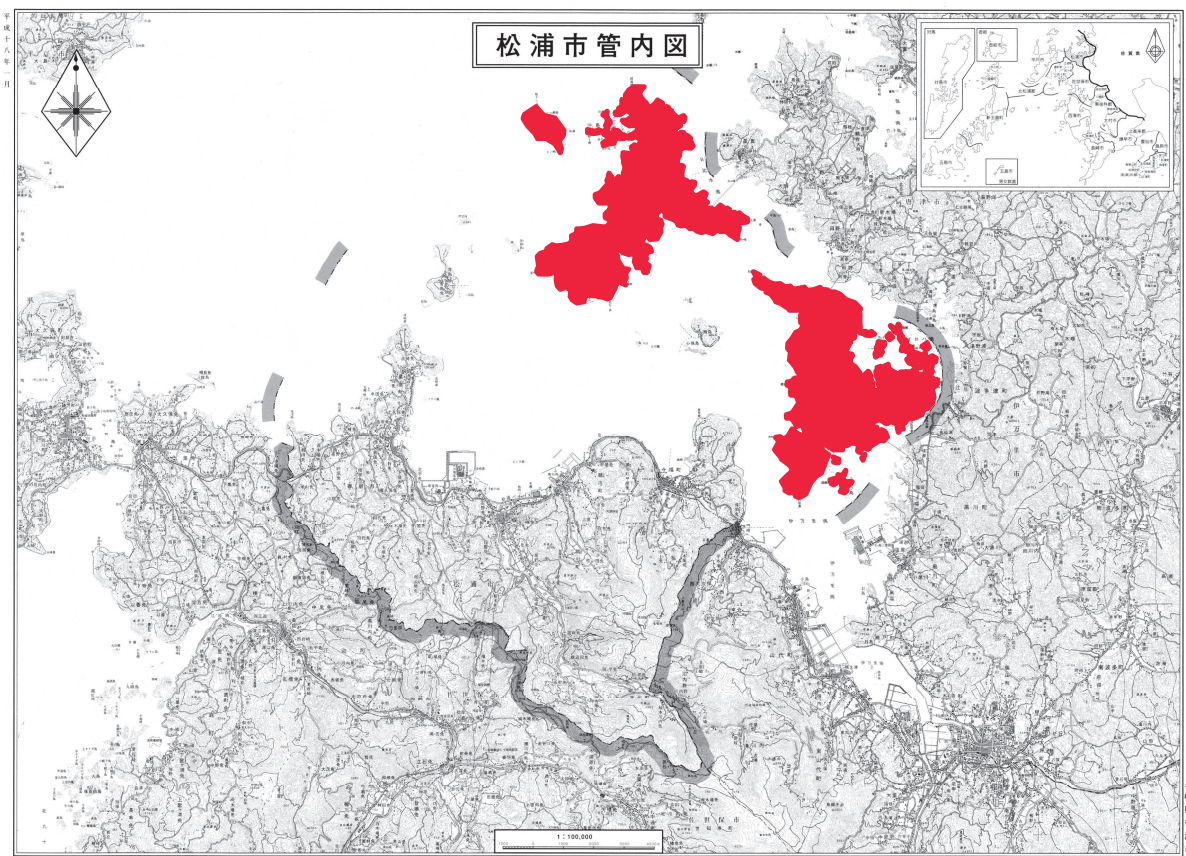
情報発信や意識啓発の取り組みと併せて、松浦らしい景観を後世に残す役割を担う次代の景観の守り手となる人材育成に取り組めます。

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

福島地域及び鷹島地域においては、下記のとおり「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」を定める。景観計画区域におけるその他の区域については松浦市景観基本計画（平成25年3月策定）に従って、今後、市民や事業者、関係機関などとの合意形成を図り、速やかに景観計画に定めるものとする。

（1）対象区域

福島地域並びに鷹島区域において「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」の対象となる区域は以下のとおりである。



(2) 景観形成基準

1) 建築物及び工作物等の高さに関する基準

- ①建築物及び工作物の高さは10m以下とする。ただし、周辺の地形や樹木、既存の建築物と調和した高さとなるように配慮する。
- ②建築物及び工作物の形状は、著しく不整形なものは避け、また地域住民の心の拠りどころである島々や、棚田をはじめ、地域を代表する景観を構成する海、樹林、農地への眺めを妨げないように努める。
- ③建築物の頂部は、勾配屋根としたり、塔屋を建築物と一体的な意匠としたりするなど、周辺の自然、地形と調和させるよう努める。

2) 建築物及び工作物等の色彩又は素材に関する基準

- ①建築物及び工作物の壁面及び屋根の基調色は、マンセル表色系において、すべての色相について表1のとおりとし、周囲の景観と調和した色彩とする。ただし、木、土、石など自然素材そのものの色彩はその限りではない。また、建築物及び工作物の見付面積の10分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色については、その限りではない。
- ②建築物及び工作物に使用する色数は、少なくするよう努める。
- ③建築物及び工作物の素材は、維持管理や経年変化を考慮し、また反射性のある素材など周辺の景観と著しく調和しない素材の使用を避け、昔より使われてきた素材と同等のものをできる限り用いるよう努める。

表1 建築物及び工作物の色彩の彩度に関する基準

色 相	彩 度
赤 (R) 系 橙 (YR) 系 黄 (Y) 系	6以下
黄緑 (GY) 系 緑 (G) 系 青緑 (BG) 系 青 (B) 系 青紫 (BP) 系 紫 (P) 系 赤紫 (RP) 系	4以下

※マンセル値による

3) 建築物及び工作物等の敷地緑化に関する基準

- ①建築物及び工作物の敷地内の既存木竹は極力保全を図るよう努める。
- ②木竹の植栽にあたっては地域特性にふさわしい樹種とするよう努める。土地造成は、大規模な法面・擁壁を造らず、既存地形や既存樹木を活かすよう努める。
- ③土地造成に伴って擁壁、法面、小段などを設ける場合、既存樹木の保全又は中高木の植栽等により、斜面地の緑の連続性を保全するよう努める。

4) その他の留意すべき事項

- ①建築物及び工作物の位置は、地形、樹木を大切にし、既存の建築物との調和及び連続性や、山手又は海手への眺望に配慮した配置とする。
- ②敷地内に現存する石積みについては、できる限りこれを保全し、活用を図る。



(3) 届出対象行為

福島地域並びに鷹島地域における届出対象行為は以下のとおりです。

1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築又は移転に係る行為で、次のいずれかに該当するもの

- ①専用住宅以外で、延べ面積が 100 m²を超える建築物（増築にあつては、増築後の延べ面積が 100 m²を超える建築物）
- ②高さが 4mを超える工作物

2) 建築物及び工作物の外観を変更するための修繕、模様替え又は色彩の変更

- ①専用住宅以外で、延べ面積が 100 m²を超える建築物で、当該行為に係る部分の面積が当該建築物の外観の 4 分の 1 を超えるもの
- ②高さが 4mを超える工作物で、当該行為に係る部分の面積が当該工作物の外観の 4 分の 1 を超えるのもの

3) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他土地の形質の変更

- ・面積が 3,000 m²以上のもの又は当該変更に係る高さ若しくは深さが 3mを超えるもの

4) 木竹の植栽又は伐採

- ・面積が 1,000 m²以上のもの

5) 屋外での物件の堆積

- ・堆積期間が 30 日を超え、かつその面積が 500 m²以上又は当該堆積に係る高さが 5mを超えるもの

(4) 届出対象行為の適用除外

福島地域並びに鷹島地域において届出対象行為の適用除外は以下のとおりです。

1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築又は移転に係る行為で、次のいずれかに該当するもの

- ①専用住宅
- ②専用住宅以外で、延べ面積が 100 ㎡以下の建築物(増築にあつては、増築後の延べ面積)
- ③高さが 4mに満たない工作物
- ④その他市長が必要と認めるもの

2) 建築物及び工作物の外観を変更するための修繕、模様替え又は色彩の変更

- ①専用住宅
- ②専用住宅以外で、延べ面積が 100 ㎡以下の建築物
- ③延べ面積が 100 ㎡を超える建築物で、当該行為に係る部分の面積が当該建築物の外観の 4 分の 1 以下のもの
- ④高さが 4mに満たない工作物
- ⑤高さが 4mを超える工作物で、当該行為に係る部分の面積が当該工作物の外観の 4 分の 1 以下のもの
- ⑥その他市長が必要と認めるもの



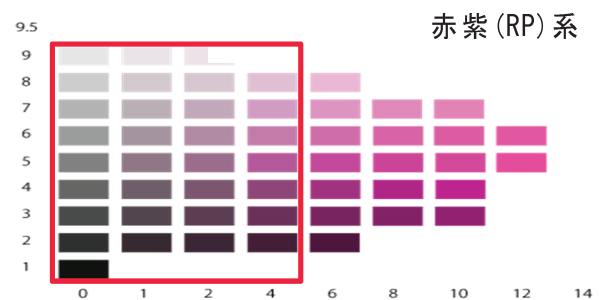
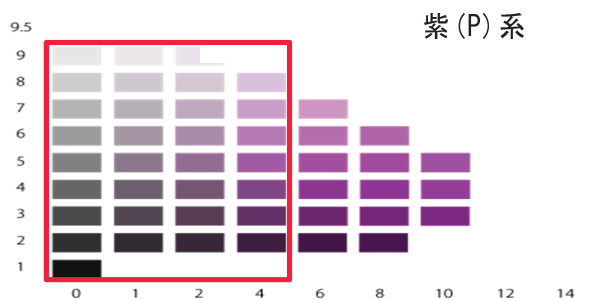
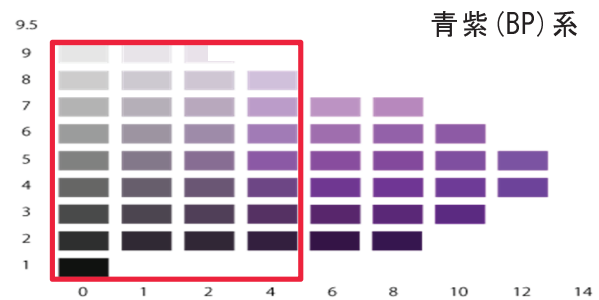
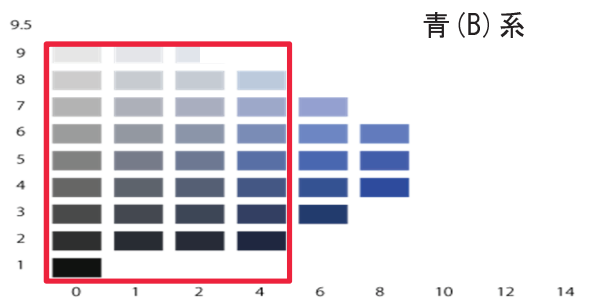
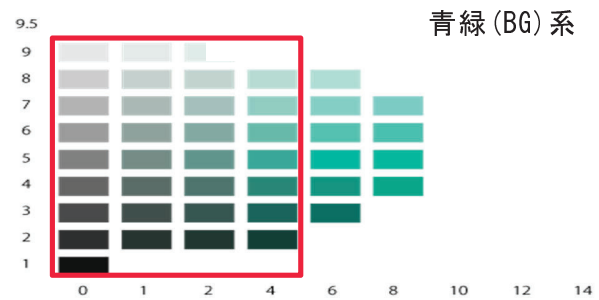
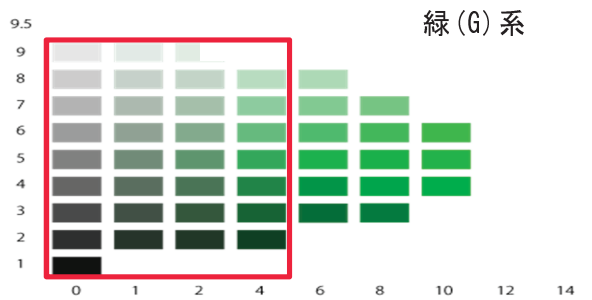
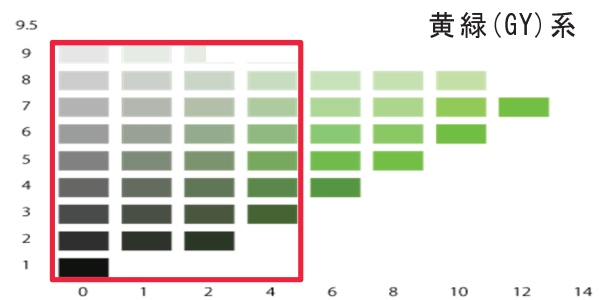
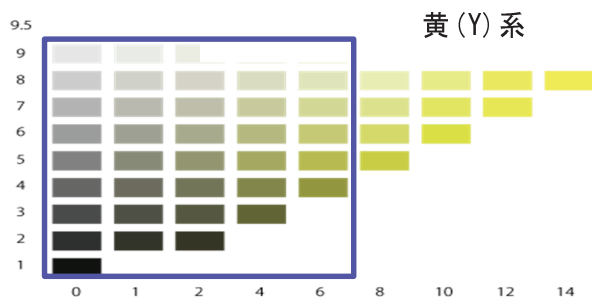
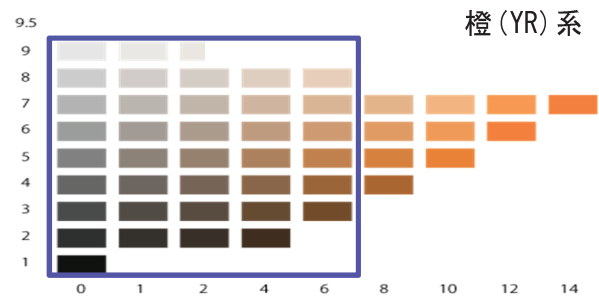
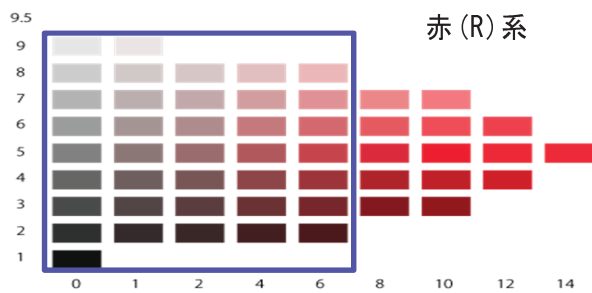
第4章 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針

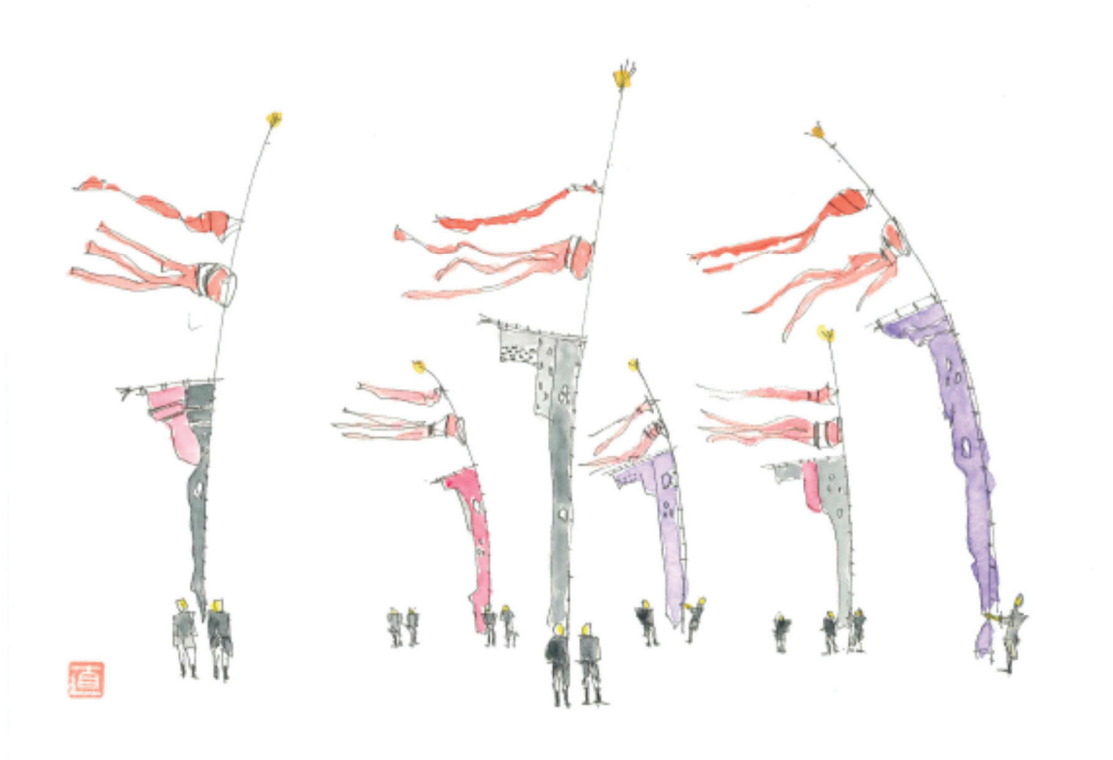
景観重要建造物などは、地域の自然や歴史、文化、生活などから見て、地域の景観上の特徴を有し、地域の景観を形成する上で重要な要素となっている建造物及び樹木を対象に、所有者などの意見を聴いて指定する。



資料

表1 建築物及び工作物の色彩の彩度に関する基準
(※表1の基準は、 ・ の範囲内とする。)





松浦市景観計画 2016年3月

発行 長崎県松浦市
〒859-4598 長崎県松浦市志佐町里免 365 番地
TEL 0956-72-1111 FAX 0956-72-2292
E-mail tosikei@city.matsuura.lg.jp

編集 松浦市都市計画課